

会員殿

(一社) 静岡県トラック協会

「不正改造車を排除する運動（国土交通省）」の実施について

不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

このような状況に鑑み、令和3年度においても、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」（強化月間：令和3年6月1日～30日）が展開されます。

つきましては、各社におかれましても、下記の実施要領に基づき、従業員の通勤車両も含め、車両の不正改造防止について周知徹底をお願いいたします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領

1. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間

令和3年6月1日～30日（運動期間は1年間）

2. 運動における実施事項

（1）重点排除項目

- ①マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- ②タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ③大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- ④前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- ⑤全面ガラスへの装飾版の装着

（2）基本排除項目

- ①直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- ②灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- ③土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし棒の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- ④基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- ⑤シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- ⑥不正な二次架装

3. 事業所内での啓発事項

- ①従業員に対する指導（本運動の目的、実施事項等の周知）
- ②適正な車両の運行の徹底（不正な二次架装の防止等）
- ③不正改造車に関する情報等の提供（運輸支局等への連絡）
- ④自主点検の実施 ※2枚目の「自主点検票」をご活用ください。